

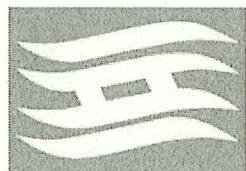
兵庫県公報

令和6年4月12日 金曜日 第 506 号

発 行 人
兵 庫 県

神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示

○ 令和6年度第1回及び第2回危険物取扱者試験の実施（消防保安課）	1
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	3
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 濑戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	5
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）	7
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（同）	7
○ 平成17年兵庫県告示第34号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部改正（建築指導課）	8
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	12

企業庁公告

○ 落札者等の公示	12
-----------	----

告 示

兵庫県告示第364号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の3の規定による甲種危険物取扱者試験、乙種危険物取扱者試験及び丙種危険物取扱者試験を同法第13条の5第1項の規定に基づき一般財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

令和6年4月12日

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 試験日時

令和6年6月9日（日） 神戸市、姫路市、西宮市、豊岡市、丹波篠山市及び洲本市

令和6年9月15日（日） 神戸市、姫路市、西宮市、豊岡市、丹波篠山市及び洲本市

甲種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後3時45分まで

乙種第4類以外の乙種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後3時15分まで

乙種第4類危険物取扱者試験 午前10時から正午まで及び午後1時15分から午後3時15分まで

丙種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後2時30分まで

2 試験場所

試験地 試験場

所在地

神 戸 県立兵庫工業高等学校 神戸市兵庫区和田宮通2丁目1—63

姫 路 姫路獨協大学 姫路市上大野7丁目2—1

西 宮 大手前大学さくら夙川キャンパス 西宮市御茶家所町6—42

豊 岡 県立但馬技術大学校 豊岡市九日市上町660—5

丹波篠山 県立篠山産業高等学校 丹波篠山市郡家403—1

洲 本 県立洲本実業高等学校 洲本市宇山2丁目8—65

3 受験手続

- ふつ素及びその化合物
 3 汚染の除去等の措置
 基準不適合土壤の掘削による除去

兵庫県告示第376号

平成17年兵庫県告示第34号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部を次のように改正する。

令和6年4月12日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

表（稻美町における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）を次のように改める。

表（稻美町における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）

名称及び条例別表第3の該当区分	区 域	建築物の用途	指定年月日
加古鉄工団地地区 条例別表第3の5の項	加古郡稻美町加古字北新田北及び字北新田東の各一部で別図に示す区域（別図は省略。以下同じ。）	平成27年兵庫県条例第21号による改正前の条例（以下「旧条例」という。）別表第3の5の項に規定する建築物及び旧条例別表第3の7の項に規定する工場	平成17年1月11日
下草谷西地区 条例別表第3の5の項	加古郡稻美町下草谷字焼ヶ谷及び字西大道の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の7の項に規定する工場	同 上
下草谷西地区 条例別表第3の6の項	同 上	旧条例別表第3の8の項に規定する施設	同 上
下草谷中地区 条例別表第3の5の項	加古郡稻美町下草谷字西北野の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の7の項に規定する工場	同 上
下草谷中地区 条例別表第3の7の項	同 上	旧条例別表第3の9の項に規定する建築物	同 上
下草谷東地区 条例別表第3の5の項	加古郡稻美町下草谷字東北野の一部及び草谷字相野の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の7の項に規定する工場	同 上
下草谷東地区 条例別表第3の7の項	同 上	旧条例別表第3の9の項に規定する建築物	同 上
草谷北地区 条例別表第3の5の項	加古郡稻美町草谷字相野の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の7の項に規定する工場	同 上

和田地区 条例別表第3の3の項	加古郡稻美町和田字大西、字平見、字浦山、字備後割、字高岡、字越、字新池、字東山、字鳥ハミ、字今池沢、字池下及び字雁黒の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成30年7月6日
	加古郡稻美町和田字越、字高岡、字鳥ハミ及び字池下の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
	加古郡稻美町和田字大西、字池下及び字雁黒の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	
西和田地区 条例別表第3の3の項	加古郡稻美町中一色字中岡、字屋敷前、字黒岡及び字鈍々岡の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	令和2年1月21日
	加古郡稻美町中一色字屋敷前、字黒岡及び字鈍々岡の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
百丁場地区 条例別表第3の3の項	加古郡稻美町六分一字百丁歩及び字西場の各一部並びに印南字西場の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上
	加古郡稻美町六分一字百丁歩の一部及び印南字西場の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
	加古郡稻美町六分一字百丁歩の一部及び印南字西場の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	
北山地区 条例別表第3の3の項	加古郡稻美町北山字庵垣内、上ノ谷、北畑、池ノ内、西角、前江、中ヶ市、高代、宮ノ前、北浦、荒内の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	令和4年4月12日
	加古郡稻美町北山字池ノ内、西角、中ヶ市、宮ノ前、北浦、荒内の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
	加古郡稻美町北山字上ノ谷、池ノ内の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	
金守地区 条例別表第3の3の項	加古郡稻美町北山字金守山、見谷、谷田、庵垣内、鳶垣内、籠池、上ノ谷、庚申山、金守及び地蔵山の各一部並びに中村字薬師前の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	令和6年4月12日
	加古郡稻美町北山字金守山、金守及び鳶垣内の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	